

茨木市総合保健福祉計画(第3次)
— 分野別計画 —

地域福祉計画(第4次)
社会福祉協議会
地域福祉活動計画(第3次)



概要版

令和6年(2024年)3月
茨木市
茨木市社会福祉協議会

茨木市総合保健福祉計画(第3次)の概要

■ 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、市民福祉の向上を、より効率的・効果的に図ることを目的として、平成24年(2012年)3月に策定したものです。平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの第1次、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの第2次、それぞれ6年間を計画期間として、これまで各施策を推進してきました。

前計画の策定以降、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したほか、8050問題[※]、ダブルケア[※]、ヤングケアラー[※]など、複雑化・複合化した課題が増加しています。加えて、社会環境の変化による地域とのつながりの希薄化や孤立化・孤独化も更に進んでいます。

前計画では、こういった課題にも対応できる包括的な支援体制を実現するため、「地区保健福祉センター[※]」の整備を進めたほか、分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施し、総合的・包括的に保健福祉施策を推進してきました。

国においては、地域共生社会[※]の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年(2020年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業[※]」の考え方を示し、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。

茨木市総合保健福祉計画(第3次)では、これらの考え方を踏まえるとともに、包括的な支援体制を推進するという前計画の取組を継承し、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」をめざすものです。

■ 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合保健福祉計画	(第2次)	(第3次)					
地域福祉計画	(第3次)	(第4次)					
高齢者保健福祉計画	(第8・9次)	(第10次)		(第11次)			
介護保険事業計画	(第7・8期)	(第9期)		(第10期)			
障害者計画	(第4次)	(第5次)					
障害福祉計画	(第5・6期)	(第7期)		(第8期)			
障害児福祉計画	(第1・2期)	(第3期)		(第4期)			
いのち支える自殺対策計画	(第1次)*	(第2次)					
健康いばらき21・食育推進計画	(第3次)	(第4次)					

*計画期間は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで

※8050問題:

ひきこもりの長期化、高齢化に伴い「80歳の親と50歳のこどもの組み合わせによる困窮、孤立」に例示される、高齢の親と同居する無職やひきこもりのこどもが抱える生活問題。

※ダブルケア:

介護と育児に同時に直面する世帯。

※ヤングケアラー:

本来大人が担うと想定されているような家事や、障害や病気のある家族、幼いきょうだいのケアなどを日常的に行っているこどものこと。

※地区保健福祉センター:

属性や世代を問わない包括的な相談支援体制と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸、健康格差の解消、支援を必要とする方の早期発見・早期対応をめざし、市内の圏域ごとに整備している拠点。

※地域共生社会:

こども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

※重層的支援体制整備事業:

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

計画の位置付け

総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画*」を上位計画として、法令等に基づく「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「いのち支える自殺対策計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画です。

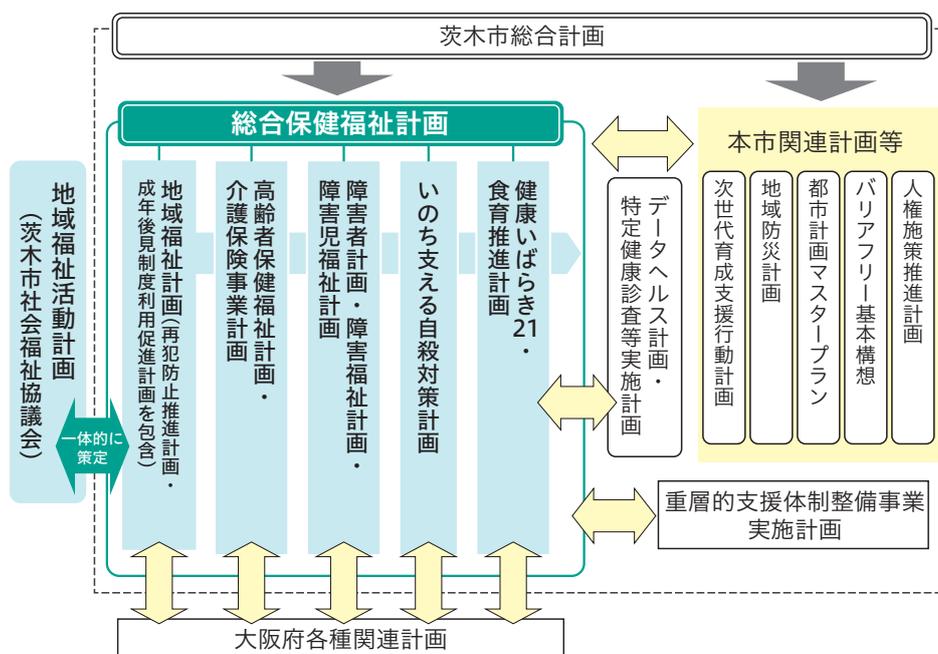
社会福祉法により、地域福祉計画の位置付けとして規定されている横断的な体制整備については、総合保健福祉計画部分に含めるものとします。新たに位置付けられた「重層的支援体制整備事業」については、その具体的な実施方法について、別途「重層的支援体制整備事業実施計画」を定め、適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

「地域福祉計画」については、「再犯防止推進計画」「成年後見制度*利用促進計画」を包含するものとし、また、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。

「健康いばらき21・食育推進計画」については、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画*)・特定健康診査等実施計画*」との整合性を図り策定しています。

大阪府の各種関連計画をはじめ、本市の「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■各計画の位置付け・関連性



*「茨木市総合計画」は、令和6年度(2024年度)までを第5次、令和7年度(2025年度)からの10年間を第6次とする予定であり、本計画と開始時期が異なります。次期総合計画は本計画の内容を踏まえて策定いたしますが、令和8年度(2026年度)に本計画の中間見直しを行う際に、改めて総合計画との整合性について確認するものとします。

※成年後見制度：

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上保護(介護施設への入退所等)についての契約や遺産分配などの法律行為を保護し、支援する制度。家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

※データヘルス計画：

被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的に、各保険者が策定するレセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画。

※特定健康診査等実施計画：

医療費の適正化、生活習慣病の予防徹底を実現し、生涯にわたって生活の質の維持・向上を図るため、生活習慣病の予防に着眼した特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画。

理念・基本目標・施策体系

理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり
 持続可能な包括的支援体制の実現とともに

基本目標

◆各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能^{*}な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携を推進します。

基本目標 2

健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

基本目標 3

憩える 参加できる 活躍できる

◆一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

基本目標 5

情報を活かして、安全・安心に暮らせる

◆情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 6

持続可能な社会保障を推進する

◆社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生)について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員^{**}活動の推進
- ◎更生保護の推進
(再犯防止推進計画)

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

- ◎権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ◎成年後見制度利用の推進
- ◎担い手の育成・活動の推進
(成年後見制度利用促進計画)

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実
- ◎地域防犯活動の充実

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

※持続可能:

「誰一人取り残さない」という包括的な視点や仕組みを有し、将来世代のニーズを損なうことなく現代世代のニーズを満たすことができるような強靱な社会の状態をいう。

※民生委員・児童委員:

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。

※地域包括支援センター:

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	いのち支える 自殺対策計画	健康いばらき21・ 食育推進計画
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域包括支援センター[*]の運営 ◎生活支援体制整備の推進 ◎認知症施策の推進 ◎在宅療養の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎持続可能な地域共生社会に向けたネットワークの整理・再編、多様な担い手の参画促進 ◎交流を通じての相互理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会的な取組で自殺対策を推進する ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働[*]を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進 ◎一般介護予防事業の推進 ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域での包括的な相談支援体制の構築 ◎医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民のこころの健康づくりを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ◎就労でき、働きつづけられる環境の充実、工賃の向上 ◎文化芸術・スポーツ等の活動を通じた社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自殺対策に関わる人材の育成を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自然に健康になれる環境づくり ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者差別解消の推進 ◎虐待防止対策等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎こども・若者の自殺対策を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ライフコースアプローチ[*]を踏まえた健康づくり
<ul style="list-style-type: none"> ◎災害・感染症発生時の備え ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住の安定に係る施策 ◎高齢者が安心して暮らせるためのICT[*]の活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報アクセシビリティ[*]・コミュニケーション施策の推進 ◎防災の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域レベルの実践的な取組を推進する ◎市民一人ひとりの気付きと見守りを促す 	<ul style="list-style-type: none"> ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者制度の適正運営 ◎持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 ◎市立障害者施設のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神保健医療サービスを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善【再掲】 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】 ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【再掲】

※協働：
地域団体や行政など異なる組織が、共通の目的を達成するため、対等な関係を結び、それぞれの得意分野をいかにしながら、課題の解決に向けて連携・協力すること。

※ライフコースアプローチ：
「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」とは、乳幼児期、青年期、壮年期等といった各ライフステージのみに着目した健康づくりに取り組むのではなく、人は切れ目なく生きていることから、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的にとらえ、どのような軌跡をたどってきたのかという観点から、将来の疾病発症やリスクの予防を図るという考え方のこと。

※ICT:Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

※情報アクセシビリティ:年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、包括的な支援体制を引き続き推進します。

前計画で整備を進めてきた地区保健福祉センターの機能の充実を図り、地域における協働を推進するとともに、令和2年度(2020年度)の社会福祉法の改正により示された「重層的支援体制整備事業」について、地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民自らが主体的な活動等の場において課題解決できる地域づくりをめざします。

(1) 地域での生活や活動を後押しし、協働を推進(地区保健福祉センター)

地区保健福祉センターは、身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援します。

所長、保健師、生活支援コーディネーター※、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※、障害者相談支援センター※、アウトリーチ※支援員、社会福祉協議会など、多機関・多職種で協働し、「相談支援」「健康づくり・介護予防」「地域づくり」「社会参加」といった地域での生活や活動など、様々な取組をバックアップすることで、地域における協働を推進します。

■ 地区保健福祉センターのイメージ

子ども・子育て世代・働く世代・障害者・高齢者、すべての人が支え合い安心して暮らせる地域へ



※生活支援コーディネーター:

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチング)を果たす者。本市では、市域全体を担当する第1層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域内を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置している。

※コミュニティソーシャルワーカー(CSW):

社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職。

※障害者相談支援センター:

全ての市町村で実施される障害者相談支援事業。障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な支援を行う。市町村の責務で行われ、茨木市では、指定特定相談支援事業者に委託して実施している。

※アウトリーチ:

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

地区保健福祉センターでは、主に以下の3点を重視した取組を行います。

①保健機能(保健と福祉の連携)

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健(検)診*の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組めます。

②専門相談支援機能(専門職による包括的なチーム支援)

地区保健福祉センターは、そのエリアを担当する専門相談支援機関(地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター*、障害者相談支援センター)と連携し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できるように効率的・効果的で持続可能な体制を確保します。

また、引き続き地域での見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、自ら支援につながる事が難しい方などに対しては、つながり続けるために生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぴ 茨木』)等の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けた支援や、伴走型の支援*を行います。

③住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、福祉分野の関係機関だけではなく、学校や医療機関、商店、地域の様々な活動や機関と連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

(2)「重層的支援体制整備事業」の実施

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、人と人、人と資源がつながることで地域住民の暮らしや生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現する具体的な手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」は、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱としています。これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本市では、前計画から整備を進めてきた地区保健福祉センターを多機関協働による支援に位置付け、既存の介護・障害・こども・生活困窮の相談体制で受け止めた複雑化・複合化したニーズを、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援を活用し、各支援機関や地域住民等と協力・協働して包括的な支援体制が取れるように事業を展開します。また、事業の実施に当たり、健康、農業、教育など福祉分野に限らず、様々な分野と連携した取組を進めます。

具体的な実施方法については、「茨木市重層的支援体制整備事業実施計画」を別途定め、進捗状況に応じて適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

※健(検)診:

市が実施している特定健康診査や若年健康診査、がん検診などのこと。

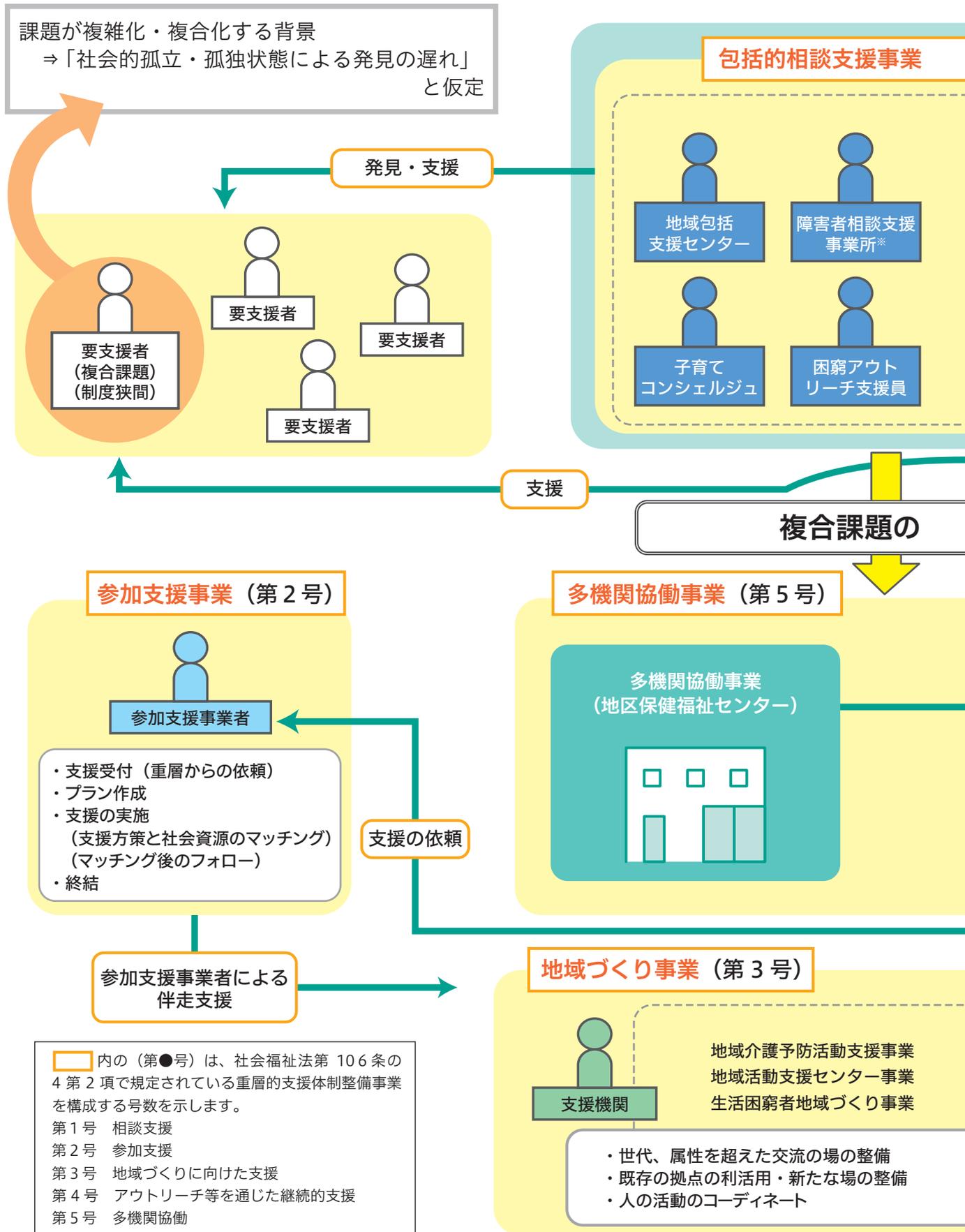
※いきいきネット相談支援センター:

地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置している。

※伴走型の支援:

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。支援の機能としては、必ずしも課題解決を目的とはしておらず、「課題解決型支援」とともに「支援の両輪」として一体的に行われることが求められる。

■重層的支援体制整備事業の全体イメージ



▲図中に表記している支援機関や地域住民、団体の活動等がその枠内に留まることを示しているのではなく、必要な支援の状況等によって、活動の場が変わることがあります。

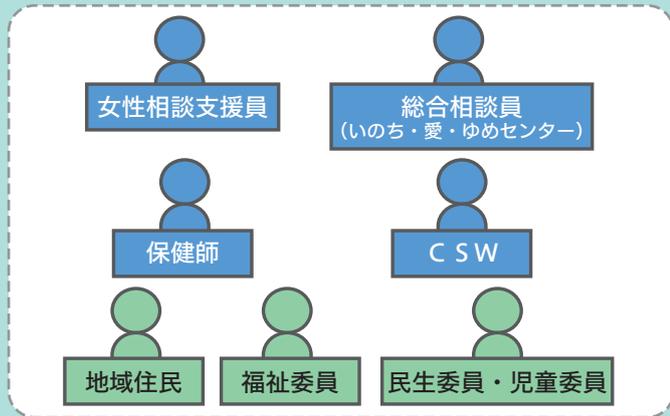
断らない相談支援

(第1号)

(重層事業を構成する4分野)
 地域包括支援センターの運営
 障害者相談支援事業
 利用者支援事業※
 生活困窮者自立相談支援事業

- ・各事業の実施
- ・多機関協働事業者へのつなぎ
- ・重層的支援会議の参加
- ・多機関協働事業による支援が行われている際の連携
- ・多機関協働事業終了後のつなぎ戻し

その他関連事業 (一例)



地域において、活動上や住民からの相談などにより、要支援者となる方の情報を受けることがあるため、支援会議等にも必要に応じて関わることがあります。

支援依頼 (つなぎ戻し)

地区保健福祉センター所長
(調整者)

主催・運営

支援会議又は重層的支援会議

- ・課題の解きほぐし、役割分担
- ・相談受付
- ・アセスメント※
- ・終結の判断

支援の依頼

アウトリーチ等を通じた
継続的支援事業
(第4号)

重層アウトリーチ支援員

- ・要支援者の把握
- ・支援者との関係性構築
- ・家庭訪問、同行支援
- ・プラン作成

ポイント

- ①チーム支援
- ②伴走型支援によるオーダーメイドの支援
- ③「社会的孤立・孤独の解消」に向けた地域へのつなぎ戻し
- ④「発見」から「地域へのつなぎ戻し」までの一体的実施

※障害者相談支援事業所:

相談支援専門員が電話・面接・訪問などにより、障害者及びその家族の様々な相談を受け、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介、療育相談などを行う機関。指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・障害者相談支援センターをまとめて呼ぶ場合の呼称。

※利用者支援事業:

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う事業。

※アセスメント:

利用者や家庭の情報、環境などの利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。

生活支援体制整備事業
 地域子育て支援事業
 その他関連事業

地域住民等

- ・支援の展開
- ・人がつながり、関係性を深めるための場(プラットフォーム)の設定、展開

茨木市地域福祉計画(第4次) 茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3次)の概要

■地域福祉計画(第4次)策定の趣旨

地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして、国や府の方針等を踏まえ、本市における地域福祉を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。

民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者への支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、自殺対策、健康・食育の各分野の施策に関連しており、それぞれの分野においても推進していく必要があることから、地域福祉計画(第3次)は、他の分野別計画に横串を通すという考え方に基づき策定しました。地域福祉計画(第4次)も引き続きその考え方に基づき策定します。

平成28年(2016年)に施行されている「人権3法※」を踏まえ、重要な地域課題の一つである部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現や、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年)12月施行)に基づく「茨木市再犯防止推進計画」について、引き続き「地域福祉計画」に包含するものとして位置付け、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年)5月施行)に基づく「成年後見制度利用促進計画」についても、新たに「地域福祉計画」に位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

■地域福祉活動計画(第3次)策定の趣旨・推進体制

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉に関連する地域の様々な団体の参加・協力のもと、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された、社会福祉法に規定されている公益性の高い団体です。茨木市社会福祉協議会においても、地区福祉委員会※をはじめ、地域住民の支えのもと、地域で様々な取組が行われています。

茨木市社会福祉協議会は「住民主体」の地域活動を推進するため、地域福祉推進の中核的な役割を担い、事業計画の基本方針にある3つの柱「地区福祉委員会の活動支援」「ボランティアセンター機能の充実」「権利擁護支援体制の充実」を前計画に引き続き推進します。

地区福祉委員会をはじめとした地域住民や各種関係機関と協働し、市の地域福祉計画と共通の理念・基本目標を達成するため、より具体的な取組を示したものが地域福祉活動計画です。

地域福祉活動計画の推進のため、理事会や評議員会、地区福祉委員長連絡協議会において随時報告、協議し、地域福祉計画の進行管理とも連携します。

※人権3法:

平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの法律。

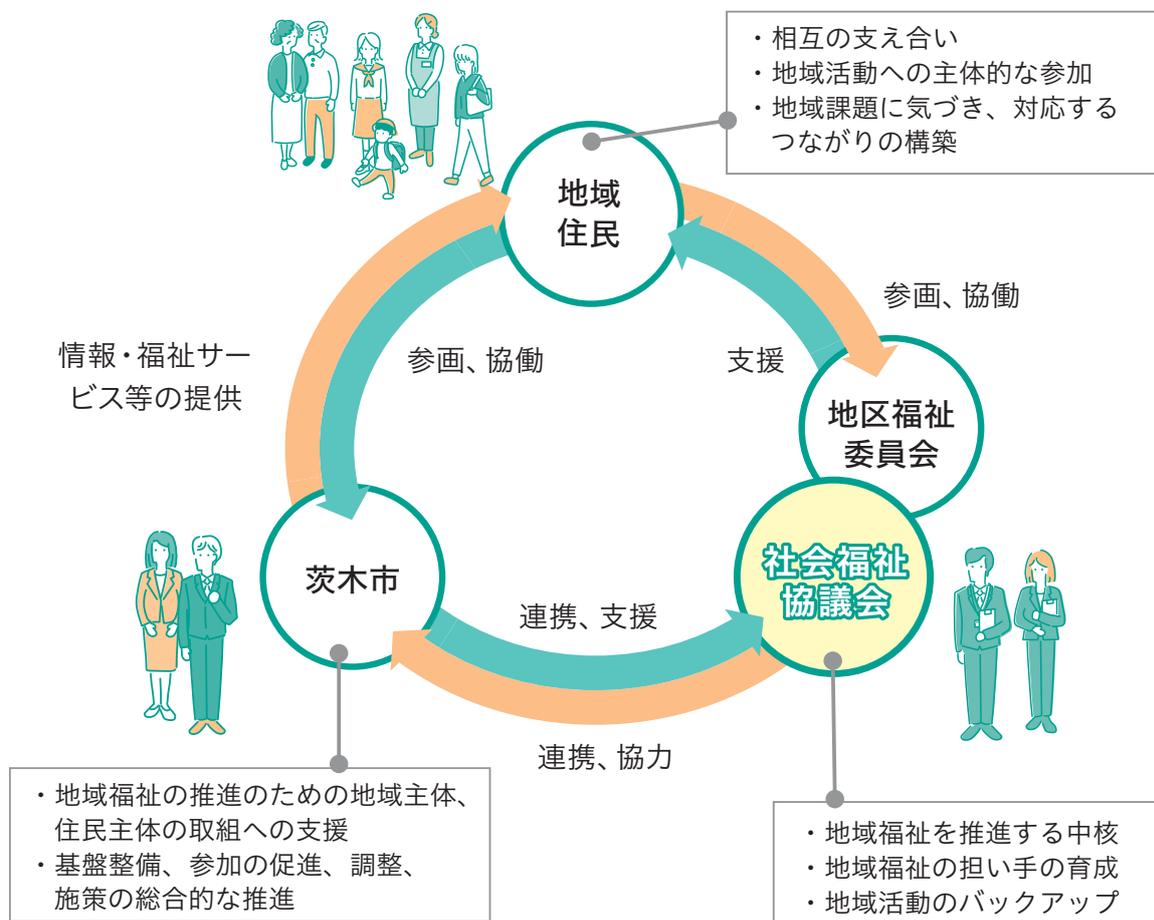
※地区福祉委員会:

社会福祉協議会の内部組織。身近な地域における住民の生活・福祉課題(困りごと)を、見守り活動や声かけ、相談対応をしながら早期発見・解決に向けて取り組み、地域と社会福祉協議会とを結ぶボランティアである地区福祉委員で構成される。おおむね小学校区単位である33地区での地域福祉活動の中心的役割を担っている。

■両計画の一体的策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制整備に関する事項を規定する「地域福祉計画」と、それを実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。そこで、共通の理念と基本目標のもと、相互に連携をとりながら、より効率的・効果的に地域福祉の推進を図るため、引き続き両計画を一体的に策定するものとします。

■社会福祉協議会と地域住民、市との関係



■主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策(1)見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

主な取組(市)

- ①コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)による相談支援の実施
- ②健康福祉セーフティネット*の推進

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ①健康福祉セーフティネットへの参画・推進

施策(2)地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感することができるような地域づくりを推進します。年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、「受け手」「支え手」に分かれることなく、誰もが役割を持ち、お互いにつながり支え合えるように、多様な主体による活動や協働が進む環境整備に努めます。

主な取組(市)

- ①地域福祉活動の支援
- ②福祉事業推進基金*の活用
- ③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ①地区福祉委員会活動の推進
- ②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用

※健康福祉セーフティネット:

地域で援護が必要な人を発見し、相談や見守りにつなげるためのネットワーク。小学校区ごとに設置し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が関係機関等と連携・協力して運営している。

※福祉事業推進基金:

高齢者、障害者、子ども等の社会福祉の推進を図るために必要な事業の実施に要する経費に充てるため、茨木市条例に基づいて設置されている基金。

施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

主な取組(市)

- ① 民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
- ② 民生委員・児童委員活動への支援
- ③ 民生委員・児童委員の担い手の確保

主な取組(社会福祉協議会)

- ① 民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

施策(4) 更生保護の推進(茨木市再犯防止推進計画)

国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

主な取組(市)

- ① 茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援
- ② 「社会を明るくする運動^{*}」の推進
- ③ 保護観察対象者に対する就労支援
- ④ 更生保護関係団体の活動支援
- ⑤ 矯正施設との連携

主な取組(社会福祉協議会)

- ① 「社会を明るくする運動」への協力

※社会を明るくする運動:

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策(1)生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

主な取組(市)

- ①生活困窮者の早期発見・早期支援
- ②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施
- ③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進
- ④こどもの学習・生活支援事業の推進
- ⑤全庁的な実施体制の推進
- ⑥生活困窮者支援における他機関との連携

主な取組(社会福祉協議会)

- ①生活困窮者自立支援事業との連携



基本目標 3 憩える 参加できる 活躍できる

施策(1) 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍できる環境づくりを推進します。

主な取組(市)

①ボランティア活動への支援

..

主な取組(社会福祉協議会)

①地域福祉活動の担い手づくり

②ボランティア活動の周知啓発

③福祉教育の充実

施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を推進していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、分野を越えた様々な支援が提供されるように、地域の実情に応じた交流の場・活動拠点づくりを推進します。

主な取組(市)

①地域福祉活動拠点の確保支援

..

主な取組(社会福祉協議会)

①ぷらっとホーム*事業の推進

②地域拠点活動の推進

施策(3) 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりをめざします。

主な取組(市)

①生活困窮者支援を通じた地域づくり

②スマイルオフィス*雇用の推進

③多様な働き方の場の創出

..

主な取組(社会福祉協議会)

①生活困窮者を支援する体制づくり

*ぷらっとホーム:

地域福祉活動を展開するための要となる地区福祉委員会の拠点で、カフェやサロンを開催するなど地域住民が「気軽にぷらっと立ち寄れる場」となるもの。

*スマイルオフィス:

市が生活困窮者等を直接に短期間雇用し、就労支援を行う、一般就労に向けた取組。

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(茨木市成年後見制度利用促進計画)

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月25日閣議決定)の方針、主な施策等を踏まえ、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談体制の整備、意思決定支援・身上保護※を重視した支援体制の構築を推進します。

主な取組(市)

- ①権利擁護支援の地域ネットワークづくり
- ②中核機関の整備

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ①権利擁護支援の体制強化
- ②権利擁護支援の周知啓発

施策(2) 成年後見制度利用の促進(茨木市成年後見制度利用促進計画)

日常生活における判断能力が低下し、権利擁護支援が必要となった際に、日常生活自立支援事業※による支援、成年後見制度の申立や移行支援、また経済的に制度利用ができない場合の費用助成など、支援が必要な人の状態に適した制度利用の促進を図ります。

主な取組(市)

- ①成年後見審判(法定後見※)市長申立による権利擁護
- ②成年後見制度利用支援事業及び報酬助成事業の活用

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ①日常生活自立支援事業利用者への成年後見制度利用支援

施策(3) 担い手の育成・活動の推進(茨木市成年後見制度利用促進計画)

認知症高齢者の増加など、今後ますます成年後見制度の利用を必要とする人が増えることが見込まれます。これまでの制度の主な担い手であった親族や専門職後見人に加え、幅広く地域住民の参画が可能になるように、市民後見人※の養成に努めます。

主な取組(市)

- ①市民後見人の養成

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ①市民後見人バンク登録者との連携

※身上保護:

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に代わり、介護保険サービスの利用契約や施設の入退所契約、費用の支払いなど生活や療養看護に関して代理で手続きなどを行うこと。

※日常生活自立支援事業:

社会福祉協議会が行う事業のひとつで、認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援を行う事業。

※法定後見(制度):

本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等の申立てにより、後見開始等の決定を行い、本人をサポートする制度。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度から成り、任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人(任意後見人)を、自ら事前の契約によって決めておく制度。

※市民後見人:

弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識等を身に付けた後見人の候補者。

基本目標 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策(1) 情報提供の充実

市が実施する事業等について、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実に努めます。

主な取組(市)

- ① 分かりやすい情報提供の仕組みづくり
- ② 情報アクセシビリティの向上
- ③ 出前講座の充実

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ① 広報の充実

施策(2) 災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者※を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

主な取組(市)

- ① ネットワークを通じた要配慮者の把握
- ② 個別避難計画※作成の推進
- ③ 災害ボランティアセンターとの連携

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ① 災害ボランティアセンターの周知啓発

施策(3) 地域防犯活動の充実

地域の見守り活動や関係機関等との連携を通じて、防犯意識の普及、犯罪や非行が起こらない地域づくりの推進に努めます。

主な取組(市)

- ① 防犯意識の普及推進

..

主な取組(社会福祉協議会)

- ① 犯罪や非行が起こらない地域づくり

※要配慮者:

高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に配慮を要する者。

※個別避難計画:

災害時避難行動要支援者名簿への登録者について、災害時の避難先、避難方法、避難支援を行う人等をあらかじめ個別に決めておく計画。

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策(1)生活保護制度の適正実施

生活保護が必要な状況にある要保護者に対して、生活保護制度を適切に実施します。被保護世帯に対して個別に支援を行うとともに、必要に応じて専門職による健康管理支援や就労支援などを行うことで、生活の安定や自立促進を図ります。

主な取組(市)

①生活保護制度の適正実施・個別支援

..

主な取組(社会福祉協議会)

①生活保護制度との連携

施策(2)社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

サービス提供の質の確保と給付の適正化を図るため、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対する指導監査を実施するとともに、公正・中立な第三者機関による第三者評価の受審促進に努めます。

主な取組(市)

①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

②第三者評価等によるサービスの質の向上



茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年(1966年)11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画(第3次) 分野別計画

地域福祉計画(第4次) 社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3次) 【概要版】

令和6年(2024年)3月

発行:茨木市

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072-622-8121(代表)
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>

発行:社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会

〒567-0888 茨木市駅前三丁目7番55号
TEL 072-627-0033
<https://www.ibaraki-csw.com>



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。